

平成30年度一般廃棄物最終処分場（放流水質）

1	設置主体名	利根東部衛生施設組合
2	施設名	一般廃棄物最終処分場

3 放流水に係る確認項目

根拠	No	検査項目	一律基準		自ら定めた管理基準		採水日	採水日	採水日	採水日
			基準値	回数 (/年)	基準値	回数 (/年)	6月7日	9月14日	12月14日	3月7日
			単位				放流水質※1			
A	1	アルキル水銀化合物	mg/ℓ	未検出	1以上		< 未検出			
	2	全水銀	mg/ℓ	0.005	1以上		< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	3	カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.1	1以上		< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003
	4	鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.1	1以上		< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	5	有機燐化合物※2	mg/ℓ	1	1以上		< 0.1			
	6	六価クロム化合物	mg/ℓ	0.5	1以上		< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05
	7	砒素及びその化合物	mg/ℓ	0.1	1以上		< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	8	シアン化合物	mg/ℓ	1	1以上		< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
	9	ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	0.003	1以上		< 0.0005			
	10	トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.3	1以上		< 0.01			
	11	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.1	1以上		< 0.01			
	12	ジクロロメタン	mg/ℓ	0.2	1以上		< 0.02			
	13	四塩化炭素	mg/ℓ	0.02	1以上		< 0.002			
	14	1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.04	1以上		< 0.004			
	15	1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	1	1以上		< 0.02			
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.4	1以上		< 0.04			
	17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	3	1以上		< 0.01			
	18	1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.06	1以上		< 0.006			
	19	1,3-ジクロロプロベン	mg/ℓ	0.02	1以上		< 0.002			
	20	チウラム	mg/ℓ	0.06	1以上		< 0.006			
	21	シマジン	mg/ℓ	0.03	1以上		< 0.003			
	22	チオベンカルブ	mg/ℓ	0.2	1以上		< 0.02			
	23	ベンゼン	mg/ℓ	0.1	1以上		< 0.01			
	24	セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.1	1以上		< 0.01			
	25	1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.5	1以上		< 0.05			
	26	ほう素及びその化合物	mg/ℓ	50	1以上		< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2
	27	ふつ素及びその化合物	mg/ℓ	15	1以上		< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2
	28	アンモニア性窒素等※3	mg/ℓ	200※4	1以上		< 3.5	< 4.2	< 3.9	< 3
	29	n-hex抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/ℓ	5	1以上		< 1	< 1	< 1	< 1
	30	n-hex抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/ℓ	30	1以上		< 1	< 1	< 1	< 1
	31	フェノール類含有量	mg/ℓ	5	1以上		< 0.1		< 0.1	
	32	銅含有量	mg/ℓ	3	1以上		< 0.01		< 0.01	
	33	亜鉛含有量	mg/ℓ	2	1以上		< 0.01		< 0.01	
	34	溶解性鉄含有量	mg/ℓ	10	1以上		< 0.01		< 0.01	
	35	溶解性マンガン含有量	mg/ℓ	10	1以上		< 0.01		< 0.01	
	36	クロム含有量	mg/ℓ	2	1以上		< 0.01		< 0.01	
	37	大腸菌群数	個／cm3	3000	1以上		< 30	< 30	< 30	< 30
	38	燐含有量	mg/ℓ	16	1以上		< 0.05		< 0.05	
B	39	ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	10	1以上		< 0.00029			

- 注 1. ※1の放流水質において、定量下限値未満の場合は、左欄に“<”を記載し右欄に定量下限値を記載すること。
2. ※2 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）をいう。
3. ※3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物をいう。
4. ※4 アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量をいう。

<根拠法令等>

A	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	1-2-14 別表第1（S52.3.14）
B	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令	1-3 （H12.1.14）

平成２９年度一般廃棄物最終分場（放流水質）

1	設置主体名	利根東部衛生施設組合
2	施設名	一般廃棄物最終処分場

3 放流水に係る確認項目

根拠	No	検査項目	一律基準		自ら定めた管理基準		採水日	採水日	採水日	採水日	
							6月8日	9月7日	12月7日	3月1日	
			基準値	回数(／年)	基準値	回数(／年)	放流水質※1				
A	1	アルキル水銀化合物	mg/ℓ	未検出	1以上		< 未検出				
	2	全水銀	mg/ℓ	0.005	1以上		< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	3	カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.1	1以上		< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003
	4	鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.1	1以上		< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	5	有機燐化合物※2	mg/ℓ	1	1以上		< 0.1				
	6	六価クロム化合物	mg/ℓ	0.5	1以上		< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05
	7	砒素及びその化合物	mg/ℓ	0.1	1以上		< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	8	シアン化合物	mg/ℓ	1	1以上		< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
	9	ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	0.003	1以上		< 0.0005				
	10	トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.3	1以上		< 0.01				
	11	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.1	1以上		< 0.01				
	12	ジクロロメタン	mg/ℓ	0.2	1以上		< 0.02				
	13	四塩化炭素	mg/ℓ	0.02	1以上		< 0.002				
	14	1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.04	1以上		< 0.004				
	15	1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	1	1以上		< 0.02				
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.4	1以上		< 0.04				
	17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	3	1以上		< 0.01				
	18	1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.06	1以上		< 0.006				
	19	1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.02	1以上		< 0.002				
	20	チウラム	mg/ℓ	0.06	1以上		< 0.006				
	21	シマジン	mg/ℓ	0.03	1以上		< 0.003				
	22	チオベンカルブ	mg/ℓ	0.2	1以上		< 0.02				
	23	ベンゼン	mg/ℓ	0.1	1以上		< 0.01				
	24	セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.1	1以上		< 0.01				
	25	1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.5	1以上		< 0.05				
	26	ほう素及びその化合物	mg/ℓ	50	1以上		< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2
	27	ふっ素及びその化合物	mg/ℓ	15	1以上		< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2
	28	アンモニア性窒素等※3	mg/ℓ	200※4	1以上		< 4.3	< 4.4	< 5.1	< 3.2	< 3.2
	29	n-hex抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/ℓ	5	1以上		< 1	< 1	< 1	< 1	< 1
	30	n-hex抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/ℓ	30	1以上		< 1	< 1	< 1	< 1	< 1
	31	フェノール類含有量	mg/ℓ	5	1以上		< 0.1		< 0.1		
	32	銅含有量	mg/ℓ	3	1以上		< 0.01		< 0.01		
	33	亜鉛含有量	mg/ℓ	2	1以上		< 0.01		< 0.01		
	34	溶解性鉄含有量	mg/ℓ	10	1以上		< 0.01		< 0.01		
	35	溶解性マンガン含有量	mg/ℓ	10	1以上		< 0.01		< 0.01		
	36	クロム含有量	mg/ℓ	2	1以上		< 0.01		< 0.01		
	37	大腸菌群数	個／cm3	3000	1以上		< 30	< 30	< 30	< 30	< 30
	38	燐含有量	mg/ℓ	16	1以上		< 0.05		< 0.05		
B	39	ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	10	1以上		< 0.00023				

- 注 1. ※1の放流水質において、定量下限値未満の場合は、左欄に“<”を記載し右欄に定量下限値を記載すること。
2. ※2 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）をいう。
3. ※3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物をいう。
4. ※4 アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量をいう。

<根拠法令等>

A	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	1-2-14 別表第1（S52.3.14）
B	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令	1-3 （H12.1.14）

平成 2 8 年度一般廃棄物最終処分場（放流水質）

1	設置主体名	利根東部衛生施設組合
2	施設名	一般廃棄物最終処分場

3 放流水に係る確認項目

根拠	No	検査項目	単位	一律基準		自ら定めた 管理基準	
				基準値	回数 (/年)	基準値	回数 (/年)
A	1	アルキル水銀化合物	mg/ℓ	未検出	1以上		
	2	全水銀	mg/ℓ	0.005	1以上		
	3	カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.1	1以上		
	4	鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.1	1以上		
	5	有機燐化合物※2	mg/ℓ	1	1以上		
	6	六価クロム化合物	mg/ℓ	0.5	1以上		
	7	砒素及びその化合物	mg/ℓ	0.1	1以上		
	8	シアン化合物	mg/ℓ	1	1以上		
	9	ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	0.003	1以上		
	10	トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.3	1以上		
	11	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.1	1以上		
	12	ジクロロメタン	mg/ℓ	0.2	1以上		
	13	四塩化炭素	mg/ℓ	0.02	1以上		
	14	1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.04	1以上		
	15	1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	1	1以上		
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.4	1以上		
	17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	3	1以上		
	18	1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.06	1以上		
	19	1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.02	1以上		
	20	チウラム	mg/ℓ	0.06	1以上		
	21	シマジン	mg/ℓ	0.03	1以上		
	22	チオベンカルブ	mg/ℓ	0.2	1以上		
	23	ベンゼン	mg/ℓ	0.1	1以上		
	24	セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.1	1以上		
	25	1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.5	1以上		
	26	ほう素及びその化合物	mg/ℓ	50	1以上		
	27	ふつ素及びその化合物	mg/ℓ	15	1以上		
	28	アンモニア性窒素等※3	mg/ℓ	200※4	1以上		
	29	n-hex抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/ℓ	5	1以上		
	30	n-hex抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/ℓ	30	1以上		
	31	フェノール類含有量	mg/ℓ	5	1以上		
	32	銅含有量	mg/ℓ	3	1以上		
	33	亜鉛含有量	mg/ℓ	2	1以上		
	34	溶解性鉄含有量	mg/ℓ	10	1以上		
	35	溶解性マンガン含有量	mg/ℓ	10	1以上		
	36	クロム含有量	mg/ℓ	2	1以上		
	37	大腸菌群数	個／cm3	3000	1以上		
	38	磷含有量	mg/ℓ	16	1以上		
B	39	ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	10	1以上		

- 注 1. ※1の放流水質において、定量下限値未満の場合は、左欄に“<”を記載し右欄に定量下限値を記載すること。
2. ※2 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）をいう。
3. ※3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物をいう。
4. ※4 アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量をいう。

<根拠法令等>

A	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	1-2-14 別表第1（S52.3.14）
B	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令	1-3 （H12.1.14）

採水日	採水日	採水日	採水日
6月2日	9月8日	12月8日	3月2日
放流水質※1			
= 未検出			
> 0.0005	> 0.0005	> 0.0005	> 0.0005
> 0.003	> 0.003	> 0.003	> 0.003
> 0.01	> 0.01	> 0.01	> 0.01
> 0.1			
> 0.05	> 0.05	> 0.05	> 0.05
> 0.01	> 0.01	> 0.01	> 0.01
> 0.1	> 0.1	> 0.1	> 0.1
> 0.0005			
> 0.01			
> 0.01			
> 0.02			
> 0.002			
> 0.004			
> 0.02			
> 0.04			
> 0.01			
> 0.006			
> 0.002			
> 0.006			
> 0.003			
> 0.02			
> 0.01			
> 0.01			
> 0.05			
> 0.2	> 0.2	> 0.2	> 0.2
> 0.2	> 0.2	> 0.2	> 0.2
> 3.5	> 3.7	> 4	> 4.4
> 1	> 1	> 1	> 1
> 1	> 1	> 1	> 1
> 0.1		> 0.1	
> 0.01		> 0.01	
> 0.01		> 0.01	
> 0.01		> 0.02	
> 0.01		> 0.01	
> 0.01		> 0.01	
> 30	> 30	> 30	> 30
> 0.05		> 0.05	
> 0.00022			